千葉 Crime Victim Support

千葉CVSニューズレター

千葉県公安委員会指定　犯罪被害者等早期援助団体
公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター　2022年9月　第36号

千葉県における犯罪被害者支援事業について

千葉県環境生活部
くらし安全推進課
副参事（兼）
防犯対策推進室長
伏居　丈夫

公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター及び犯罪被害者等支援に携わる関係機関の皆様には、日頃から犯罪被害者等支援施策の推進につきまして御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

私は、千葉県環境生活部くらし安全推進課防犯対策推進室長の伏居と申します。

県では、これまで平成16年3月に制定した「千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例」に「被害者等に対する支援」を規定し、犯罪被害者等支援施策に取り組んできたところですが、令和3年3月、犯罪被害者等支援に特化した条例として、「千葉県犯罪被害者等支援条例」が議員提案により制定されました。

これを受けて、犯罪被害者等支援をより総合的かつ計画的に推進するため、本年3月に「千葉県犯罪被害者等支援推進計画」を策定し、取組を進めているところです。

県の犯罪被害者等支援に関する事業は、「被害者等支援活動の促進事業」と「性犯罪・性暴力被害者支援事業」の大きく2つに分けられます。

まず、「被害者等支援活動の促進事業」については、本年4月に「見舞金制度」を創設し、ご遺族や重傷病を負われた方に見舞金を支給するとともに、弁護士会と連携した無料弁護士相談も併せて実施しています。

また、「被害を受けたときから途切れることのない支援」を行うため、令和元年度から千葉犯罪被害者支援センターに「犯罪被害者支援コーディネーター」を配置していますが、犯罪被害者等の同意のもと、一人ひとりの状況に応じて、必要な支援が実施可能な機関に迅速につなげるよう、令和4年度から増員し、支援体制を強化したところです。

さらに、県や市町村に総合的対応窓口を設置し、相談窓口を案内するポスターとリーフレットも作成し、犯罪被害者等の方々に適切な支援を行う機関を紹介しています。

次に、「性犯罪･性暴力被害者支援事業」についてですが、性犯罪･性暴力の被害者は、警察への届出はおろか、大半の方が誰にも相談できずにいると言われています。

警察に届け出をすれば、医療費や相談等の支援を受けることができますが、実際には届け出をすることが困難な方が多くいらっしゃいます。

このような方々を救うため、県ではワンストップ支援センターを設置し、「千葉犯罪被害者支援センター」と「千葉性暴力被害支援センターちさと」の2団体が相談等を受け付けています。

どちらに相談しても、電話や面接相談、付き添い支援、法律相談、カウンセリング、医療支援等、同様の支援を受けることができます。

県が行っている主な犯罪被害者等支援事業は以上となりますが、今後は、犯罪被害者等支援の重要性などについて、県民の御理解や御協力をいただきながら、引き続き、関係機関の皆様と連携を図り施策を進めてまいりますので、よろしくお願いします。

目次

令和3年度相談等受理状況 …… p2・3
令和3年度決算報告 …… p3
第1回理事会・第1回通常総会 …… p4
友田副理事長の退任 …… p4
5年連続多額の寄付 …… p4
関東管区警察局長感謝状を受賞 …… p4
「千葉県民のつどい」開催予定 …… p5
「生命のメッセージ展」開催予定 …… p6
弁護士会との協定締結式 …… p6
弁護士会との協議会を開催 …… p6
支援員養成講座入門編の開催結果 …… p6
公認心理師養成実習の実施について …… p6
「千葉県犯罪被害者等支援推進計画」に基づく犯罪被害者支援について …… p7
県・市町村関係機関職員研修の開催結果 …… p7
職員継続研修 …… p7
ホンデリングの申し込み方法について …… p8
お願い・編集後記 …… p8

令和３年度相談等受理状況

令和３年４月１日～令和４年３月31日

受理件数

相談内訳	R３年度	前年度比
電話相談	1,969	54
面接相談	232	28
直接的支援	438	90
合計	2,639	172

※電話相談には、メール、手紙を含む。

相談内容	R３年度	前年度比
殺人（未遂を含む）	249	△41
強盗（致死傷を含む）	5	4
強制性交等（準含む）	554	△26
監護者性交等	13	△20
強制わいせつ（準含む）	761	124
監護者わいせつ	80	2
その他の性被害	155	71
暴行・傷害	200	19
その他の身体犯	12	△4
危険運転致死傷	97	86
交通死亡事故	231	△61
交通事故	46	△17
財産的被害	46	2
DV・ストーカー	28	17
その他	162	16
合計	2,639	172

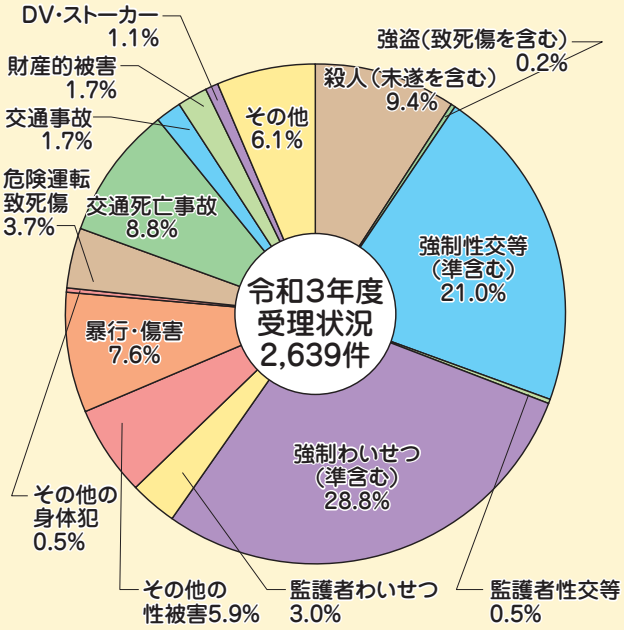

電話相談

相談内容	R３年度	前年度比
殺人（未遂を含む）	166	△57
強盗（致死傷を含む）	4	3
強制性交等（準含む）	439	5
監護者性交等	6	△20
強制わいせつ（準含む）	564	101
監護者わいせつ	55	△8
その他の性被害	103	40
暴行・傷害	148	△12
その他の身体犯	7	△9
危険運転致死傷	65	56
交通死亡事故	148	△66
交通事故	40	△8
財産的被害	39	△5
DV・ストーカー	28	17
その他	157	17
合計	1,969	54

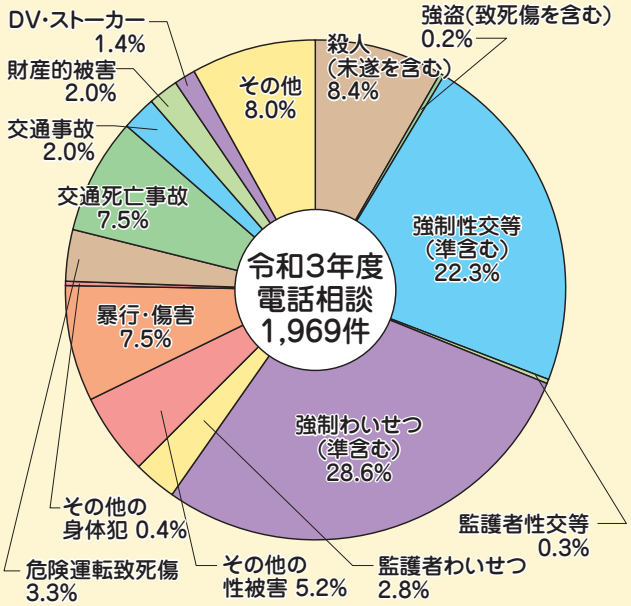

面接相談

相談内容	R３年度	前年度比
殺人（未遂を含む）	17	0
強盗（致死傷を含む）	0	0
強制性交等（準含む）	17	△22
監護者性交等	0	△2
強制わいせつ（準含む）	88	22
監護者わいせつ	8	7
その他の性被害	26	11
暴行・傷害	18	13
その他の身体犯	1	1
危険運転致死傷	5	4
交通死亡事故	43	△1
交通事故	4	△5
その他	5	0
合計	232	28

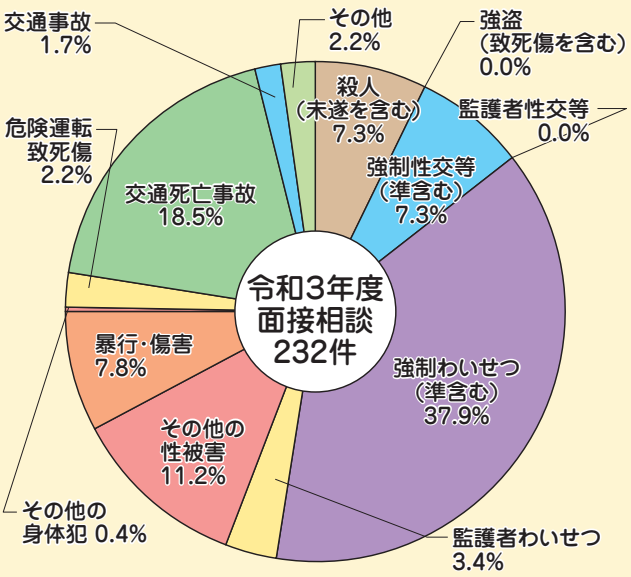

直接的支援（罪種別）

相談内容	R3年度	前年度比
殺人（未遂を含む）	66	16
強盗（致死傷を含む）	1	1
強制性交等（準含む）	98	△9
監護者性交等	7	2
強制わいせつ（準含む）	109	1
監護者わいせつ	17	3
その他の性被害	26	20
暴行・傷害	34	18
その他の身体犯	4	4
危険運転致死傷	27	26
交通死亡事故	40	6
交通事故	2	△4
その他	7	6
合計	438	90

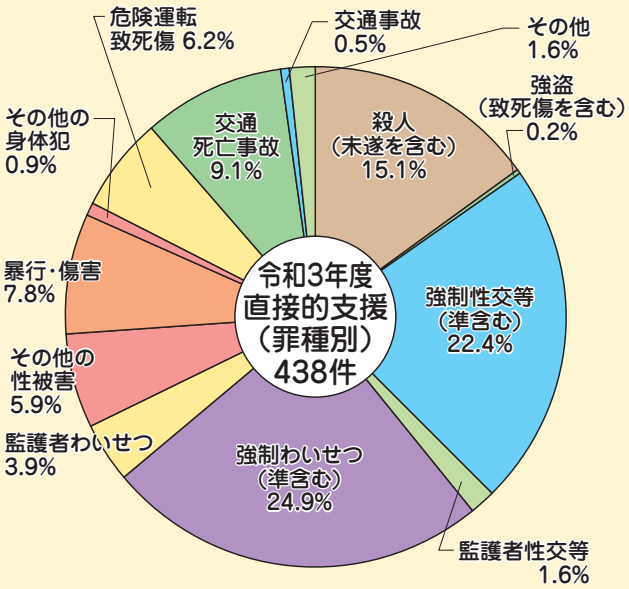

直接的支援（付添先別）

相談内容	R3年度	前年度比
警察関連	6	1
裁判関連	202	56
検察庁関連	52	△9
法律事務所	119	2
医療機関	1	0
その他	58	40
合計	438	90

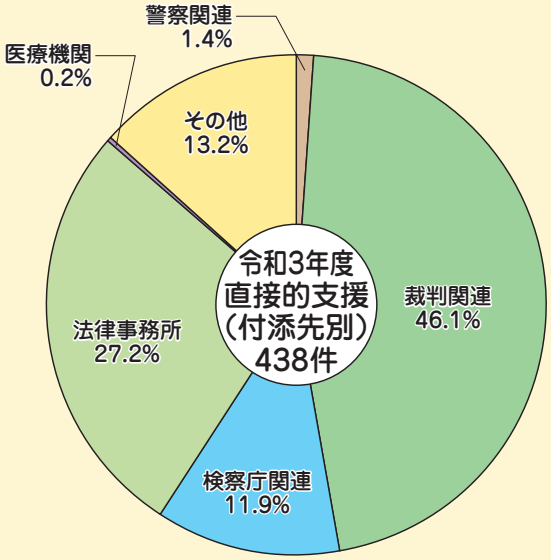

令和３年度決算報告

令和３年４月１日～令和４年３月31日

	科目	当年度	前年度	差異
経常収益	会費	6,744,000	6,646,000	98,000
	補助金等	15,148,704	14,841,001	307,703
	寄付金	9,321,587	9,430,886	△109,299
	雑収入	626	2,573	△1,947
	経常収益	31,214,917	30,920,460	294,457
経常費用	事業費	27,772,282	27,159,939	612,343
	管理費	4,387,086	4,592,176	△205,090
	経常費用計	32,159,368	31,752,115	407,253
当期経常増減額		△944,451	△831,655	△112,796

令和4年度第1回理事会・第1回通常総会の開催結果について

令和４年５月15日（日）、令和４年度第１回理事会を開催しました。「令和３年度事業報告の件」、「令和３年度決算報告の件」等について、全会一致で可決承認されました。

６月５日（日）に第１回通常総会を開催し、第１回理事会で提出された議案すべてについて承認されました。

6月5日（日）　第1回通常総会

友田副理事長の退任

令和４年６月５日の定時総会をもって、センターの発足時から活動を共にしてきた友田直人副理事長が退任されました。

友田副理事長は、平成15年、当センターの設立準備会に参加され、平成16年２月の設立と同時に理事に就任し、センターの運営に尽力してこられました。

退任に際して理事長感謝状を贈呈し、長年にわたる労苦に対して感謝の意をお伝えしました。

なお、副理事長の後任には、安田昌子理事が選出されました。新しい体制は次のとおりです。

役　職	氏　　名	職　　業
理 事 長	大　橋　　靖　史	大学教員
副理事長	髙　橋　　一　弥	弁護士
副理事長	安　田　　昌　子	会社員
専務理事	森　本　　志　保	医師
理　　事	蘓　原　　伸　介	大学教員
理　　事	橋　本　　正　次	大学教員
理　　事	磯　邉　　聡	大学教員
理　　事	田　村　　哲　子	会社役員
理　　事	岡　嶋　　祐　子	医師
理　　事	澤　田　　美代子	犯罪被害者の会会員
理　　事	合　間　　利	弁護士
理　　事	岡　田　　英　男	団体役員
監　　事	内　海　　文　志	弁護士
監　　事	黒　田　　忠　正	税理士

５年連続多額の寄付

千葉県白子鰻採捕組合連合会利根川支部（滑川幸男組合長）様から、寄付の申し入れがあり、令和４年７月８日、銚子市役所において越川信一市長のほか市幹部の陪席を得て、寄付贈呈式が執り行われました。

平成30年から５年連続の多額の寄付で、感謝の意を込めまして当センター理事長感謝状を贈呈しました。

貴重な財源を犯罪被害者のために有効利用させていただきます。ありがとうございました。

千葉県白子鰻採捕組合連合会利根川支部 滑川幸男組合長

関東管区警察局長感謝状を受賞

令和４年８月24日、警察本部の中野警務課長が管区警察局長感謝状伝達のため当センターにご来訪いただきました。

当センターの多年にわたる支援活動を評価していただいたもので、大変励みになりました。

伝達式後に懇談会を行い、中野警務課長からも当センターの活動に対して謝辞が述べられました。

受賞を機に、さらに支援活動に精励してまいります。

本当にありがとうございました。

犯罪被害者週間
令和4年11月25日(金)～12月1日(木)
千葉県民のつどい

令和４年度犯罪被害週間「千葉県民のつどい」につきましては、３年ぶりにホールで開催することすることとしました。

入場無料

令和4年
11月26日(土) 13:00～15:00 受付12:00～

【会場】千葉県教育会館大ホール（千葉市中央区中央4丁目13−10）
【主催】千葉県・公益社団法人 千葉犯罪被害者支援センター
【後援】千葉県弁護士会・千葉地方検察庁・千葉県市長会・千葉県町村会
千葉県公認心理師協会・千葉県社会福祉協議会・千葉県医師会
日本司法支援センター千葉地方事務所・千葉県警察・千葉県教育委員会（順不同）

プログラム

第１部　講演

演題：**犯罪被害者の声を聞く　−大切な娘の命を奪われて−**

講師：犯罪被害者ご遺族 **安藤 正恵**氏

安藤 音織さん
（平成30年3月撮影）

平成31年４月23日午前７時15分ごろ、木更津市江川の県道交差点で、安藤音織（あんどうねおり）さん（当時８歳）は、通学のため近所に住む同級生と青信号の横断歩道を歩行中、赤信号を見落として進入してきた軽乗用車にはねられ、亡くなりました。

今年の千葉県民のつどいでは、音織さんのお母様である安藤正恵様に、遺族の痛切な思いや、犯罪被害者等支援の重要性等について、ご講演いただきます。

第２部　犯罪被害者支援音楽会　八千代少年少女合唱団　指揮：長岡 利香子

八千代少年少女合唱団は、昭和52年、合唱を通して青少年の健全育成と地域の音楽文化向上を目指して結成されました。海外演奏旅行を実施し、音楽による親善交流も深めています。八千代平和事業「黙とうと献花の集い」において毎年演奏するなど県内をはじめ国内外で活動し、好評を博しています。その他、小学校教科書準拠のCDのレコーディングや、新作合唱曲のレコーディングを毎年行うなど、日本の少年少女合唱界を代表する合唱団として活動を続けています。

【申込方法】郵便番号・住所・氏名・電話番号・人数を記載して郵送、FAX、Eメール、又は電話でお申し込みください。
【申 込 先】〒260−0013 千葉市中央区中央3-9-16 大樹生命千葉中央ビル7F
公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター事務局
Tel 043−225−5451　Fax 043−225−5453　Eメール　chibacvs@orion.ocn.ne.jp
【申込期限】令和4年11月22日(火)

「ミニ・生命（いのち）のメッセージ展」の開催予定

「ミニ・生命（いのち）のメッセージ展」千葉市内の４箇所で開催します。

「生命（いのち）のメッセージ展」とは・・・？

犯罪・事故・いじめ・医療過誤・一気飲ませなどによって、理不尽に生命を奪われた犠牲者の方が主役のアート展です。犠牲者一人ひとりの等身大の人型パネルは「メッセンジャー」と呼ばれ、その胸元には本人の写真や家族の綴ったメッセージを添え、足元には「生きた証」の象徴である靴を置いて、命の大切さを訴えます。

ミニ・生命のメッセージ展の開催日程

○　11月21日（月）午前10時～午後４時
　　Qiball（きぼーる）　きぼーる広場（千葉市中央区中央４-５-１）

○　11月22日（火）午前10時～午後４時
　　イオンタウンおゆみ野（千葉市緑区おゆみ野南５-37-１）

○　11月24日（木）～25日（金）　両日とも午前９時～午後４時
　　千葉県庁中庁舎１階（千葉市中央区市場町１-１）

○　11月26日（土）正午～午後３時30分
　　千葉県教育会館新館大ホールホワイエ（千葉市中央区中央４-13-10）
　　※　「千葉県民のつどい」と同時開催

弁護士会との協定締結式

犯罪被害者等に対する弁護士による無料法律相談業務に関して、令和４年４月28日、千葉県弁護士会館において、千葉県弁護士会篠崎純会長と当センター大槇靖史理事長が協定締結式を執り行いました。

令和３年４月１日に施行された千葉県犯罪被害者等支援条例に基づき、本年４月に制定された千葉県犯罪被害者等支援推進計画により、犯罪被害者等が早期に法的支援が受けられるよう制定された制度です。

性犯罪・性暴力被害者に対する無料法律相談は、平成29年10月に始まっていましたが、この制度により性犯罪・性暴力被害以外の被害者でも犯罪被害に精通した弁護士による法律相談ができるようになりました。

弁護士会との協議会を開催

令和４年４月27日、支援の方法や連携のあり方を協議するため、千葉県弁護士会犯罪被害に関する委員会（東耕三委員長）と協議会を開催し、お互いの役割分担等について再確認しました。

新型コロナの影響により２年ぶりの開催でしたが、活発な意見が飛び交い、有意義な会議となりました。

支援員養成講座入門編の開催結果

犯罪被害者支援の意義や重要性、犯罪被害者の実情や被害者支援の必要性等について県民の皆様に理解していただくため、令和４年度犯罪被害者支援員養成講座入門編を７月17日、24日、31日の３日間に分けて開催しました。

被害者支援をさらに学びたい方、支援員を目指す方は、９月６日から６日間に分けて行う、初級編を受講されます。

コロナ禍にもかかわらず多くの方が熱心に受講されました。県民の皆さまの犯罪被害者支援に対する意識が高まったと感じられました。

公認心理師養成実習の実施について

令和４年７月１日、淑徳大学大学院心理学専攻の６名の方が、大槇理事長が引率して当センターを訪れ、公認心理師養成実習のための講義を受講しました。

当センターの沿革や概要の説明に始まり、当センターカウンセラー及び県警カウンセラー（ＡＣＴ）による実践的な講義が行われ、皆さん熱心に受講されていました。

「千葉県犯罪被害者等支援推進計画」に基づく犯罪被害者支援について

令和３年４月１日に施行された千葉県犯罪被害者等支援条例に基づき「千葉県犯罪被害者等支援推進計画」が策定され、令和４年４月１日から同計画による支援を開始しました。

計画の内容

①見舞金制度の創設

○見舞金の種類（同一事件につき、一世帯あたり30万円上限）

・遺族見舞金　30万円

※県内在住の第一順位遺族に支給

・重傷病見舞金　10万円

※県内在住の本人に支給

※重傷病：身体に対する被害であって、医療機関での治療期間が1か月以上かつ入院3日以上

○対象となる犯罪被害

日本国内で発生した故意の犯罪行為によるもの

※危険運転致死傷罪含む。その他、親族間犯罪の除外など申請要件があります。

○対象となる犯罪発生日

令和3年4月1日（条例施行日）

○申請期日

犯罪被害を知った日から1年以内かつ発生から7年以内

※特例として、令和3年4月1日から令和4年3月31日に発生した犯罪行為に起因する犯罪被害であって、同期間に犯罪被害を知ったときは令和5年3月31日まで申請が可能です。見舞金制度の申請受付は、当センターが行います。

②「弁護士会と連携した無料法律相談」の創設

千葉県弁護士会と連携し、法的支援を必要としている犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等支援に精通した弁護士による無料法律相談を実施します。無料法律相談の受付は当センターが行います。

③「犯罪被害者支援コーディネーター」の増員

国、市町村、民間支援団体、弁護士会等の関係機関との調整等を行い年々増加傾向にある被害相談に対し、犯罪被害者等一人一人の状況に応じた迅速な支援を行うため、当センターの犯罪被害者支援コーディネーターが１人から３人に増員になりました。

県・市町村関係機関職員研修の開催結果

県及び市町村の職員が犯罪被害者支援に関する理解を深めるとともに、被害者等からの相談を受け、支援を実施するにあたっての知識・技能を向上させるため、令和４年５月23日、千葉県教育会館において、「令和４年度犯罪被害者等支援のための県・市町村相談関係機関職員研修」を開催しました。

殺人事件被害者御遺族と、支援を担当した当センター相談員の対談形式の講演や、被害者弁護を担当した弁護士による講演のほか、コロナ対策を徹底してロールプレイを実施したところ、受講者からは「とても勉強になりました。」等の声が聞かれました。

また、７月６日には「令和４年度市町村犯罪被害者等支援施策担当課長会議及び県犯罪被害者等相談関係機関連絡会議」をＷｅｂで開催しました。

職員継続研修

職員の支援技術の向上を目的に、関係機関の有識者を招聘して職員継続研修を行いました。

令和４年３月11日
千葉性暴力被害支援センターちさと
大川玲子理事長

令和４年５月13日
警察本部警務課犯罪被害者支援室
出井義裕室長

令和４年７月８日
千葉県弁護士会犯罪被害に関する委員会
東耕三委員長

公益社団法人千葉犯罪被害者支援センターでは、犯罪被害者に対する支援の輪を広げ、被害者支援活動を充実するために皆様にご協力をお願いしております。(メールマガジン会員募集中)

賛助会費・寄付のご案内

賛助会員に加入して継続的なご協力をお願いしております。(加入口数は自由です。)

賛助会費
- **法　人(団体)　1口　年2万円**
- **個　人　　1口　年2千円**
- **ご寄付　　時期・金額を問いません**

「入会申込書」「寄付申込書」を事務局にお送りください。「申込書」はホームページからダウンロードできますし、事務局に連絡いただければお送りいたします。

「申込書」が事務局に届きましたら、専用の払込用紙をお送りいたしますので必要事項をご記入の上、ゆうちょ銀行・郵便局からお振り込みください。

なお、当センターのホームページ上のWeb決済システムによるクレジットカードでの決済もご利用いただけます。

寄付型自動販売機にご協力いただけるオーナーの皆様を募集しています

当センターでは、被害者支援活動の一層の充実を図るため、被害者支援寄付金型清涼飲料水自動販売機を設置していただけるオーナーの皆様を募集しています。

寄付のシステムは、清涼飲料水等1本の売り上げ毎に、一部(例えば2円から5円)を寄付していただくものです。

この自動販売機は交通事故や犯罪被害に遭われた方々の支援活動に協力しております。
売り上げの一部が下記活動団体に寄附されます。

被害者支援の自動販売機であることを表示するステッカーを貼付していただきます。

設置の方法は、賛同する旨の連絡を当センターにいただければ、自動販売機のベンダーさん(各メーカー)との相談を一緒にさせていただきます。手続は簡単です。

いただいた寄付金は、犯罪被害者の支援のために有効に活用させていただきます。

当センターは平成23年4月1日に公益社団法人に認可されましたので、会費や寄付金等は所得税法上の特定公益増進法人に対する寄付の優遇措置(所得税法第78条)及び地方税における寄附優遇措置の対象となります。

「募金箱」の設置

広く県民の方々から募金していただけるカウンターや窓口等に「犯罪被害者支援募金箱」の設置をお願いしています。

ホンデリングの申し込み方法について

古本を活用した寄付の仕組みに取り組んでいる(株)バリューブックスが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により現在電話での申し込みを停止していますが、ウェブから申し込みできる「チャリボン」で受付を行っております。ぜひ、ご利用ください。

■ウェブの場合　**当センタートップページ(https://chibacvs.gr.jp/)**
新着情報から

入力画面の「支援先名称」と「個別コード」は表示されているままで結構です。個別コードの『N22』は公益社団法人千葉犯罪被害者支援センターのコードとなっております。

《編集後記》

最近、テレビで城、城址についての放送をよく観ることがあります。落語家、俳優等が城、城址について熱く思いを語っていました。

佐倉城址が取り上げられた番組もありました。佐倉藩は数多くの老中を輩出した佐倉堀田家の居城です。

また、その近くには、戦国時代に関東有数の大名であった千葉氏の居城で、国指定史跡でもある「本佐倉城跡」があります。1590年、豊臣秀吉によって、小田原市の北条氏が滅ぼされると、北条氏側であった千葉氏も命運をともにして、廃城となりました。本佐倉城跡もなかなか見所があります。佐倉城址と併せて訪れてみてください。　(小菅)

千葉CVSニューズレター　第36号
(2022年9月発行)
発　行：公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター
発行者：大槝　靖史
印刷所：株式会社太陽堂印刷所
事務局：260-0013
千葉市中央区中央3－9－16
大樹生命千葉中央ビル7階
ＴＥＬ：043－225－5451
ホームページ：https://www.chibacvs.gr.jp